

基本事件番号 平成・令和 年(家)第 号

上 申 書

令和 年 月 日

大阪家庭裁判所 御中

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

誰を後見人等を選任するかについて、本人の陳述を聴こうとしましたが、  
 本人と意思疎通ができないため、  
 本人から陳述がない、又は本人が無関係な陳述をしたため、  
本人の陳述を聴くことができませんでした。

その詳しい事情は、次のとおりです。

例：本人が高次脳機能障害であり、意思疎通ができない。本人が興奮して会話を拒否した。  
本人は「分からない」と述べたまま何も話そうとしなかった。  
意見を聴いたところ、本人が「〇〇（本人の具体的な陳述内容）」と無関係な陳述しかなかった。

※ は、該当する方にチェック又は■にしてください。